

保護者様

平成20年4月28日
京都市立太秦小学校
校長 岡田 邦男

家庭掲示用プリント

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

青葉が美しい季節となりました。保護者の皆様にはご健勝にお過ごしのことと存じます。平素は本校教育推進にご理解・ご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、本校におきましては、台風により京都府南部地方に「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置をとります。

今後、台風が接近する事がありましたら、テレビ・ラジオ等の報道に注意していただきますようお願いいたします。

尚、「大雨警報」や「洪水警報」の場合は、休業とはいたしません。

記

1. 登校前に発令された場合

(1)「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させていただきます。

(2)「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

- ・午前7時までに解除になった場合……平常授業
- ・午前9時までに解除になった場合……3校時(10時55分)から始業
- ・午前11時までに解除になった場合…5校時(1時55分)から始業(給食は中止)
- ・午前11時現在、警報発令中の場合…臨時休業

2. 在校中に発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

以上、お子たちにもその旨ご指導いただきますようお願い致します。

登校後、「暴風警報」が発令された場合の措置について

原則として、ただちに **全員下校** とします。

・暴風警報発令のため、授業途中で下校させる場合、原則として、ただちに全員下校といたしますが、留守等でお子たちの帰宅が難しい場合、お子たちにどのような措置をとればよいか、連絡帳にその旨をお書きいただき、担任まで持たせてください。また、緊急連絡先もお書きください。

・学童クラブ(京都市太秦児童館)が暴風警報発令時において閉鎖となるため、学童クラブに通わせている児童についても、暴風警報発令時には、自宅に下校とします。

・その都度、このプリントは配布いたしませんので、**見えるところにはっておいてください。**